

1. 調査の目的

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）」が公布・施行されたことを受け、夜間中学における就学の機会の提供等、教育機会確保法に定める内容に関する各地方公共団体の対応状況や既存の夜間中学の実態等について調査を行い、新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等のための施策の検討に資する。

2. 調査時点

令和4年5月1日

3. 調査の対象

- 都道府県教育委員会（47）、指定都市教育委員会（20） → 調査Ⅰ
- 夜間中学設置県・市区教育委員会（34） → 調査Ⅱ
- 夜間中学（40） → 調査Ⅲ

4. 主な調査事項

調査Ⅰ 都道府県・指定都市教育委員会調査

- ◎ 教育機会確保法第14条に基づき講じた措置
- ◎ 自主夜間中学や識字講座等への支援状況
- ◎ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況 等

調査Ⅱ 夜間中学設置県・市区教育委員会調査

- ◎ 夜間中学への支援状況 等

調査Ⅲ 夜間中学調査

- ◎ 入学要件
- ◎ 教職員数
- ◎ 学年・学校・属性・年齢・国籍別生徒数
- ◎ 夜間中学入学理由
- ◎ 夜間中学における教育課程特例の導入状況 等

夜間中学とは

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かったことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられたもの。
- 現在では、義務教育未修了の学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を現実的に保障するための様々な役割が期待されている。

調査Ⅰ 都道府県・指定都市教育委員会調査

1-1	教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置	【4】
1-2	既存の夜間中学に対する取組	【5】
1-3	夜間中学の新設に向けた検討状況	【5】
1-4	教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況	【6】
1-5	協議会の構成員	【6】
2-1	把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数	【7】
2-2	把握している自主夜間中学や識字講座等への支援状況	【7】
3-1	特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況	【8】
3-2	特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件	【8】

調査Ⅱ 夜間中学設置県・市区教育委員会調査

1-1	夜間中学への支援状況	【10】
1-2	就学援助に類する経済的支援の認定要件 1	【10】
1-3	就学援助に類する経済的支援の認定要件 2	【11】
1-4	夜間中学の給食費の負担状況	【11】

調査Ⅲ 夜間中学調査

1-1	入学要件	【13】
1-2	不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況	【14】
2-1	夜間中学に配置されている教職員数	【15】
2-2	夜間中学に配置されているその他の職員の数	【16】
3-1	学年別の生徒数	【16】
3-2	学校別の生徒数	【17】
3-3	属性別の生徒数	【18】
3-4	年齢別の生徒数	【18】
3-5	日本国籍を有しない者の国・地域別の生徒数	【19】
3-6	夜間中学入学理由	【20】
3-7	夜間中学卒業後の状況（令和3年度卒業生）	【21】
4	夜間中学における教育課程特例の導入状況	【21】

調査 I

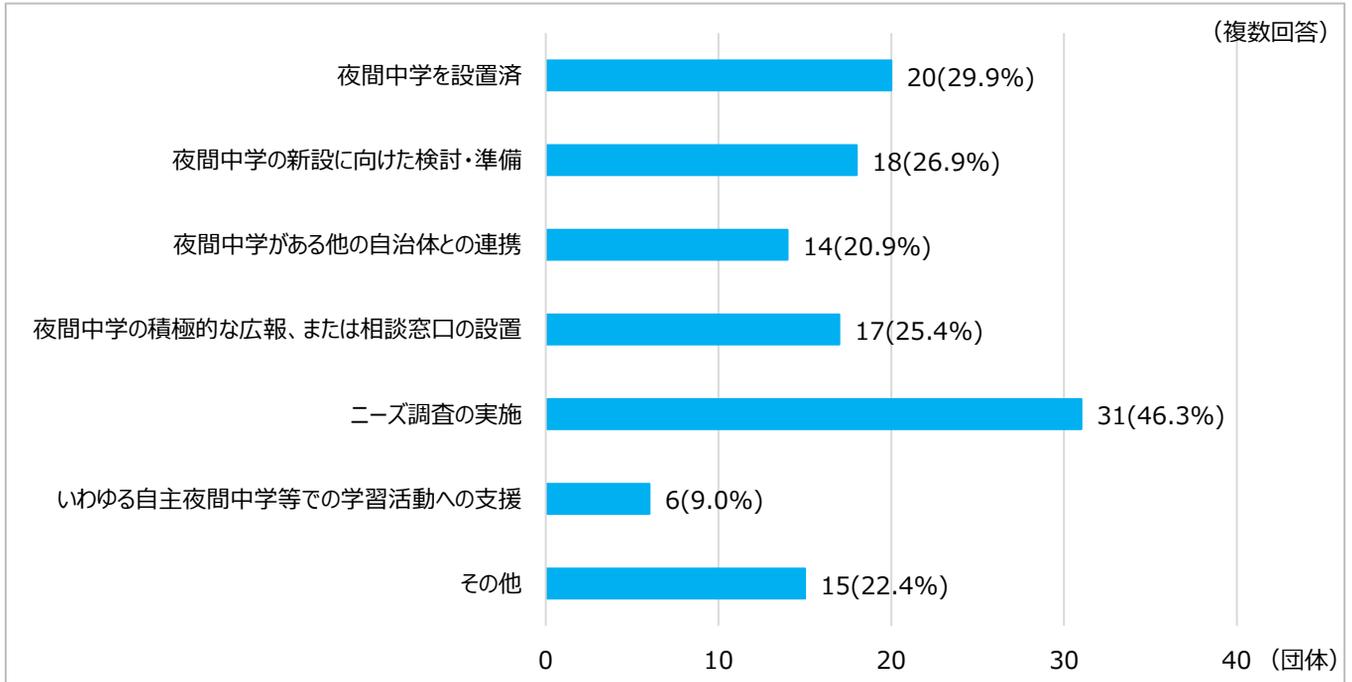
都道府県・指定都市教育委員会調査

対象

47都道府県・20指定都市教育委員会

調査Ⅰ 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における 1-1 就学機会の提供等に係る措置

回答：47都道府県・20指定都市教育委員会



「その他」の主な内容

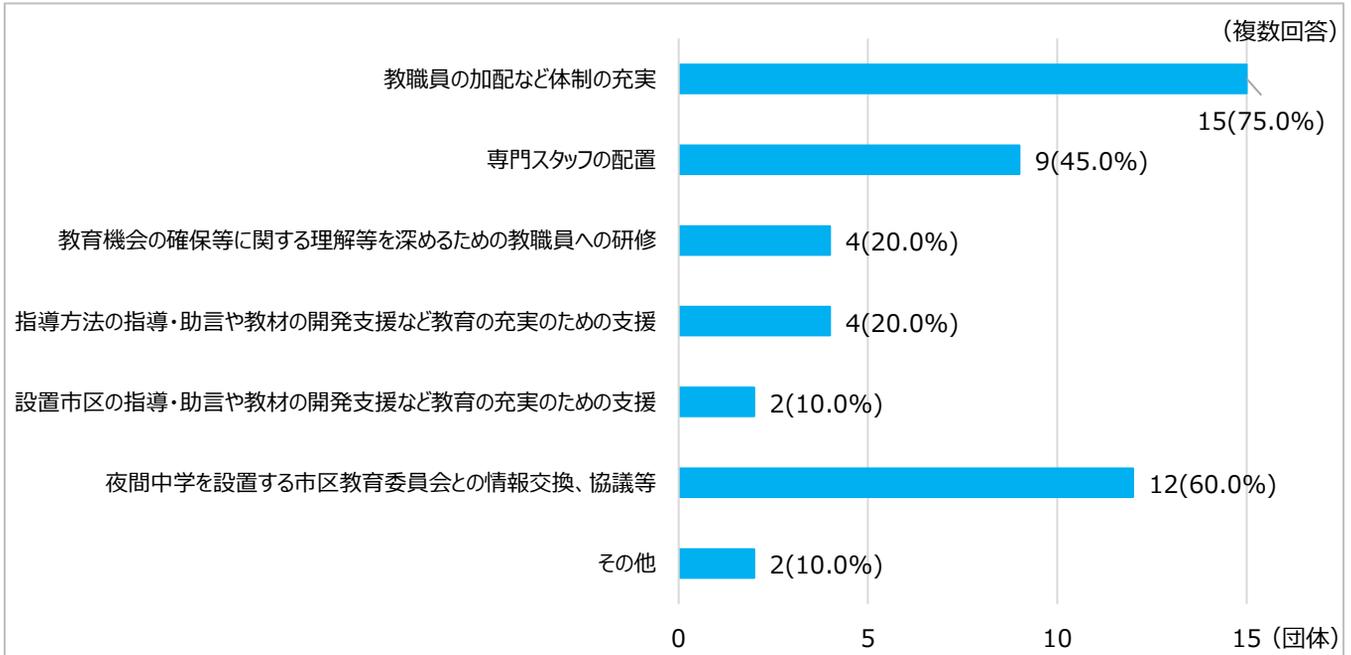
- ・ 調査研究
- ・ 域内市町村への情報提供
- ・ 都道府県教育委員会との連携
- ・ 体験教室の実施

調査Ⅰ 既存の夜間中学に対する取組

1-2

1-1において、「夜間中学を設置済」と回答した団体の既存の夜間中学や設置市区への支援として行っている取組

回答：1-1において、「夜間中学を設置済」と回答した20団体

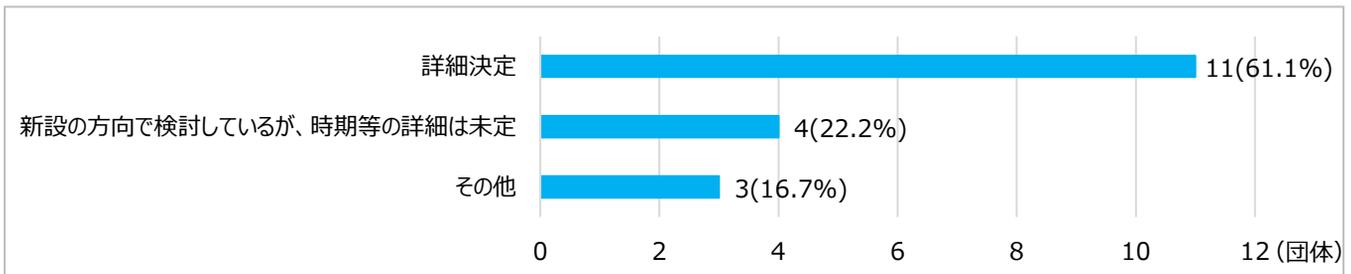


調査Ⅰ 夜間中学の新設に向けた検討状況

1-3

1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した団体の検討・準備状況

回答：1-1において、「夜間中学の新設に向けた検討・準備」と回答した18団体



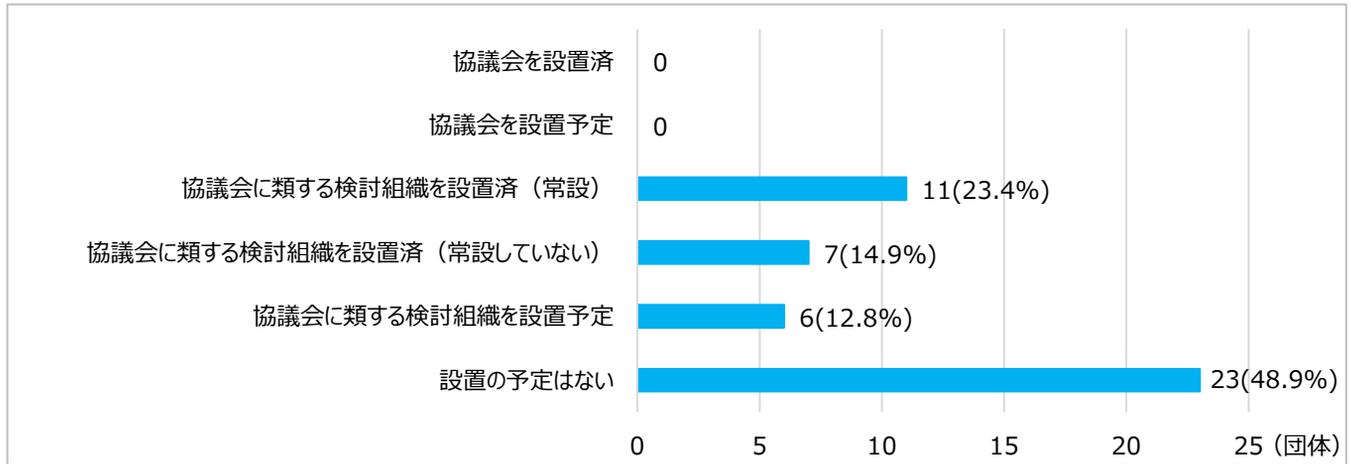
「その他」の主な内容

- ・ 県教育長及び全市町村教育長からなる開設に向けた検討会の立ち上げ
- ・ 関係課との連絡協議会において情報共有

調査 I 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況

1-4

回答：47都道府県教育委員会



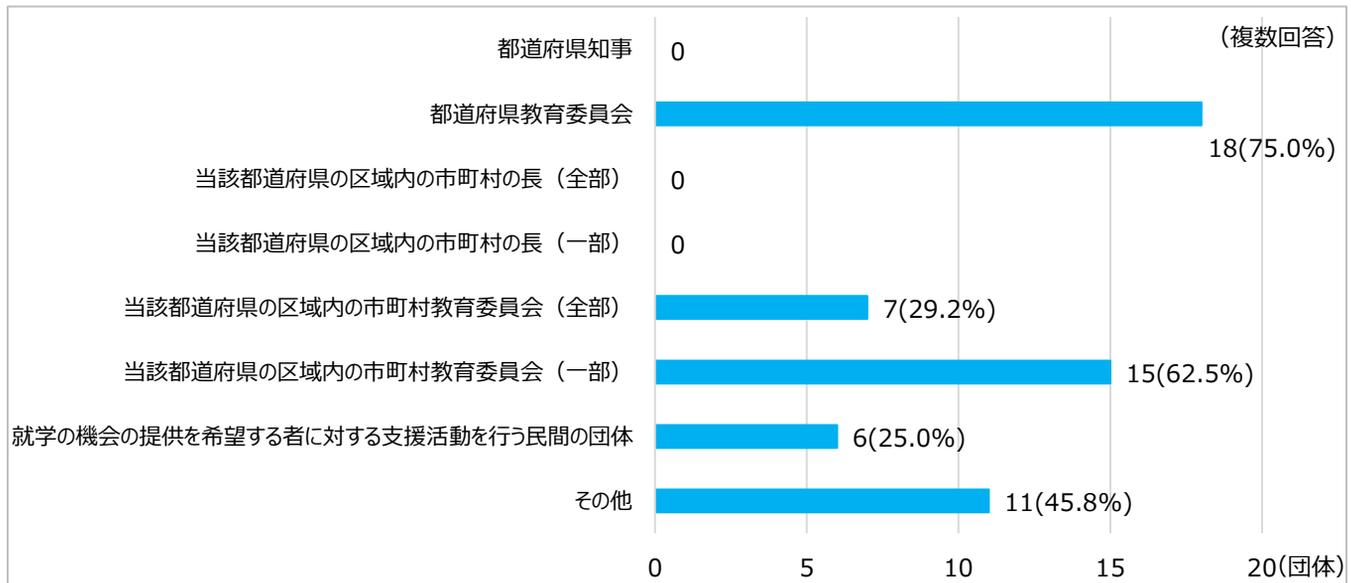
都道府県・指定都市教育委員会調査

調査 I 協議会の構成員

1-5

1-4において、「協議会に類する検討組織を設置済、設置予定」と回答した場合の構成員

回答：1-4において、「協議会に類する検討組織を設置済(常設)」、「協議会に類する検討組織を設置済(常設していない)」または「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答した24団体



「その他」の主な内容

- ・他都道府県内の市町村教育委員会（一部）
- ・当該都道府県の知事部局

調査 I 把握している域内の自主夜間中学や識字講座等の数

2-1

回答：47都道府県・20指定都市教育委員会

自主夜間中学	識字講座等
47	543

(※) 本調査における「自主夜間中学と識字講座等」とは、自主夜間中学の活動や社会教育施設における識字講座等をいう。

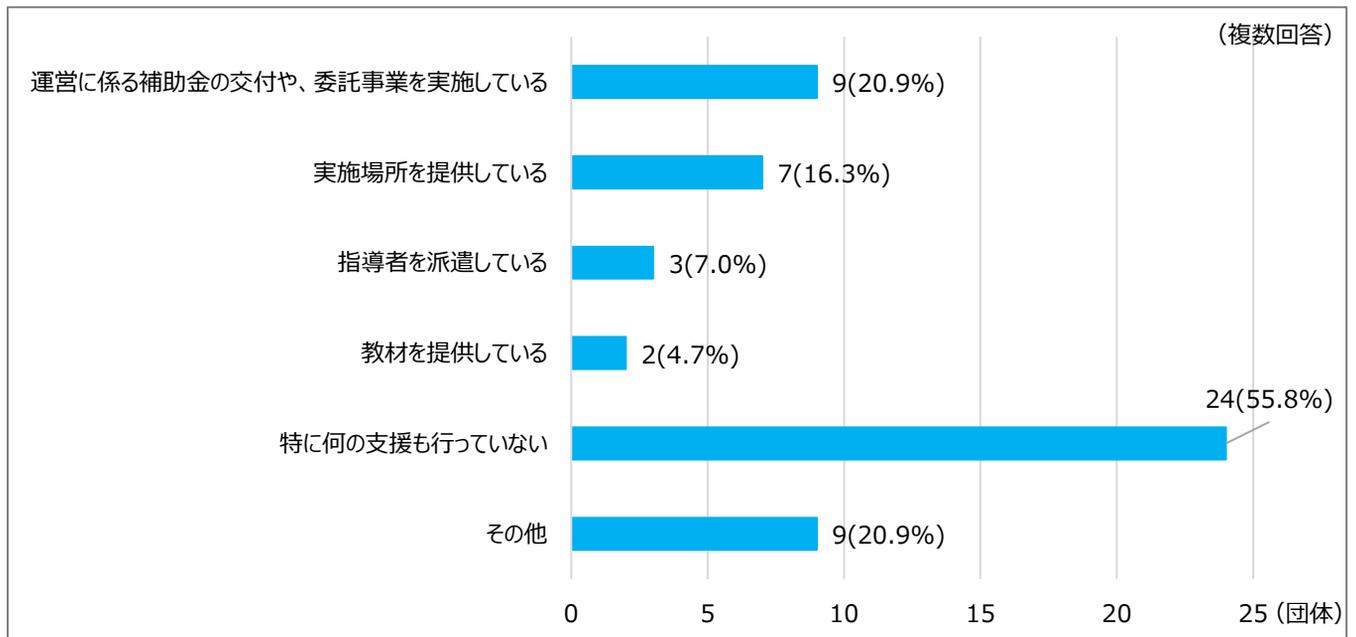
都道府県・指定都市教育委員会調査

調査 I 把握している自主夜間中学や識字講座等 (※) への支援状況

2-2

(※) 実施主体が地域国際化協会、法人格を有する団体、任意団体、個人に限る。

回答：域内に自主夜間中学と識字講座等 (※) を把握している43団体



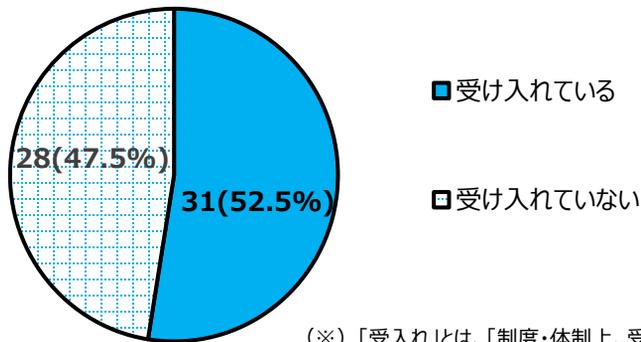
「その他」の主な内容

- ・指導者対象の研修会の実施
- ・広報
- ・ボランティアの連絡協議会の実施

調査Ⅰ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ状況

3-1

回答：特別支援学校を設置している59団体



(※)「受入れ」とは、「制度・体制上、受入れが可能」という意。(現在、就学希望者がおらず、実際の受入れ人数は0名であるという状況を含む。)

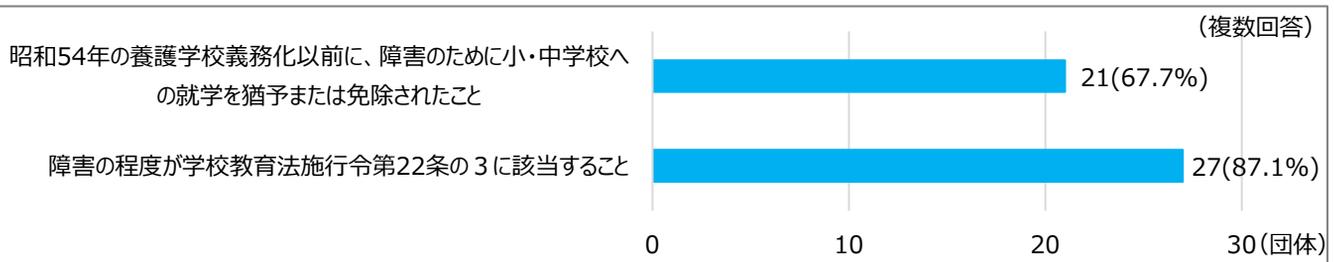
調査Ⅰ 特別支援学校における義務教育未修了者の受入れ要件

3-2

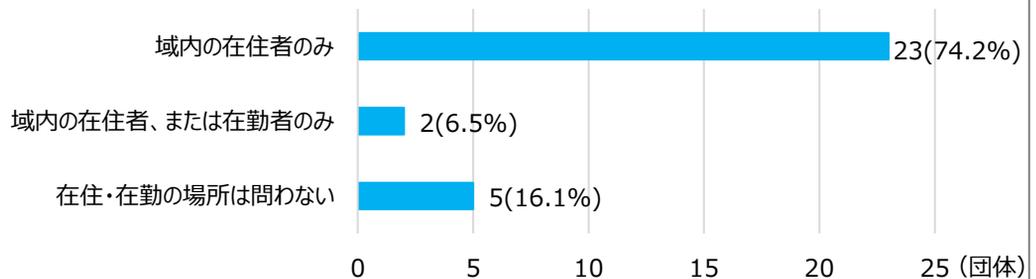
3-1において、「義務教育未修了者を受け入れている」と回答した場合の受入れ要件

回答：3-1において、「義務教育未修了者を受け入れている」と回答した31団体

① 障害等に関して



② 在住・在勤に関して



(※) 具体要件を定めておらず、個別の事情に応じて判断する団体もあるため、合計数は必ずしも回答団体数と合致しない。

調査Ⅱ

夜間中学設置県・市区教育委員会調査

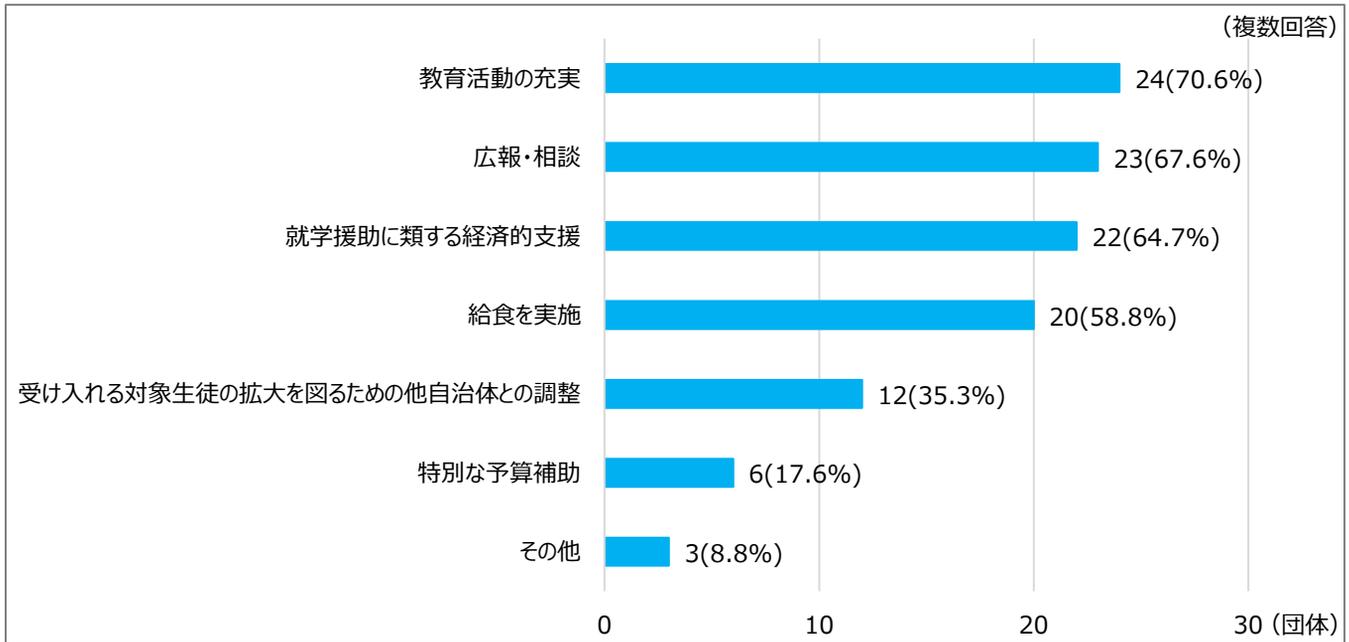
対象

34県・市区教育委員会

調査Ⅱ 夜間中学への支援状況

1-1

回答：夜間中学を設置している34県・市区教育委員会



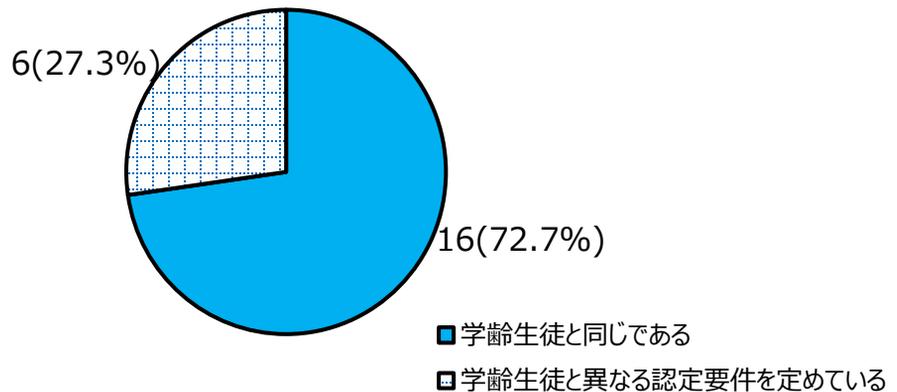
「その他」の主な内容

- ・ 設置検討自治体への支援

調査Ⅱ 就学援助に類する経済的支援の認定要件 1

1-2

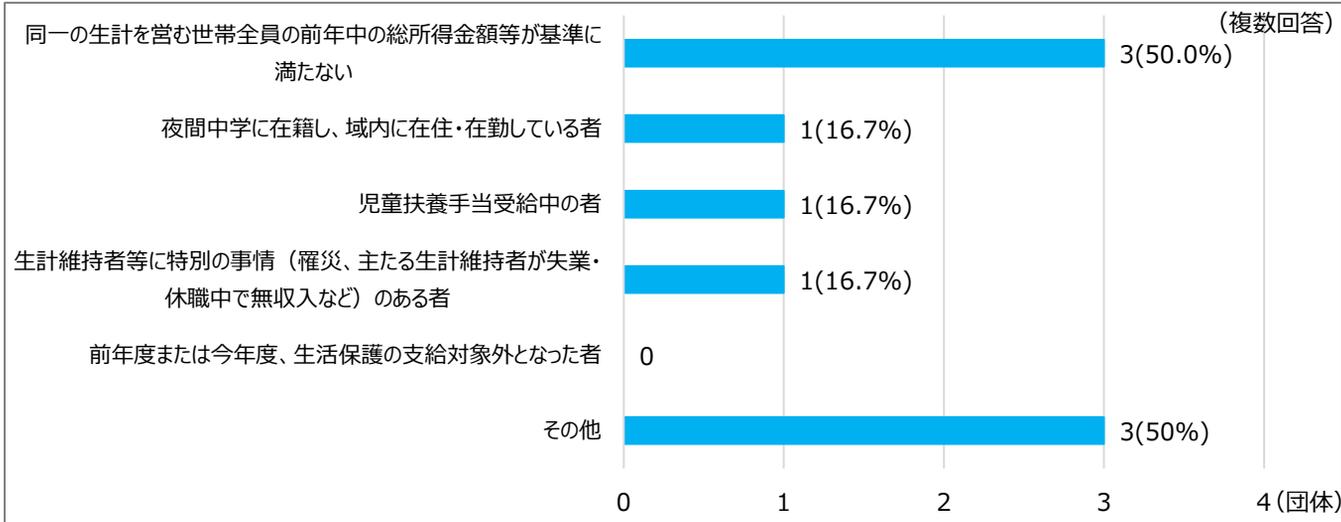
回答：1-1において、「就学援助に類する経済的支援」を行っているとは回答した22団体



調査Ⅱ 就学援助に類する経済的支援の認定要件2

1-3

回答：1-2において、「学齢生徒と異なる認定要件を定めている」と回答した6団体



「その他」の主な内容

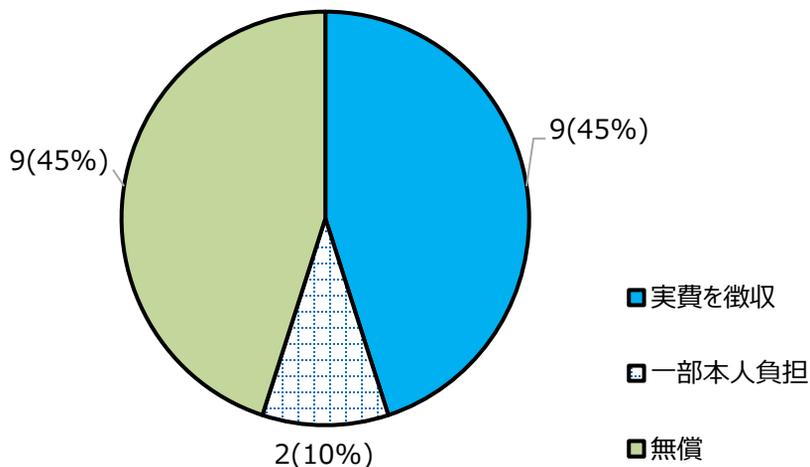
- ・学齢児童生徒とは異なる認定倍率を定めている

調査Ⅱ 夜間中学の給食費の負担状況

1-4

1-1において、「給食を実施」と回答した場合、給食費の負担状況

回答：1-1において、「給食を実施」と回答した20団体



調査Ⅲ

夜間中学調査

対象

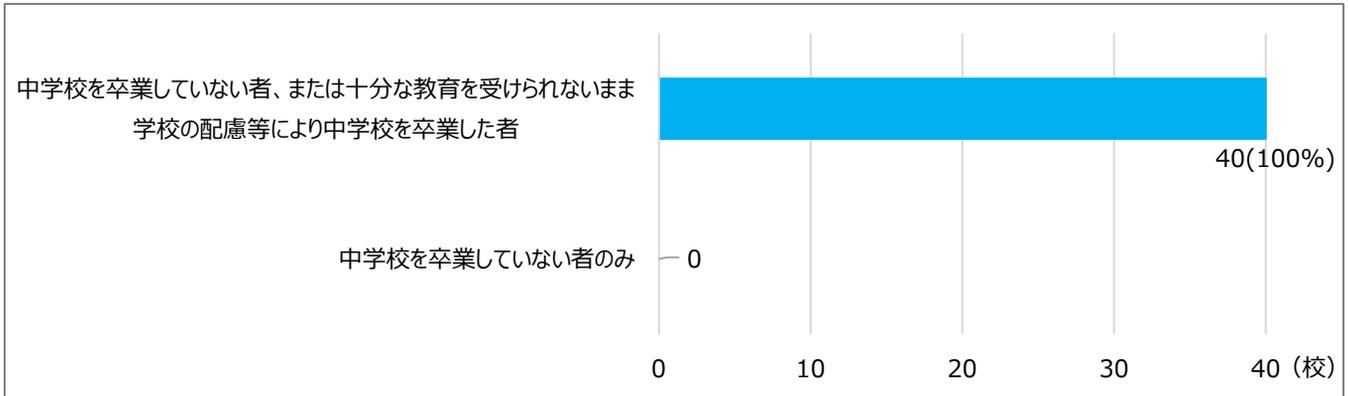
夜間中学40校

調査Ⅲ 入学要件

1-1

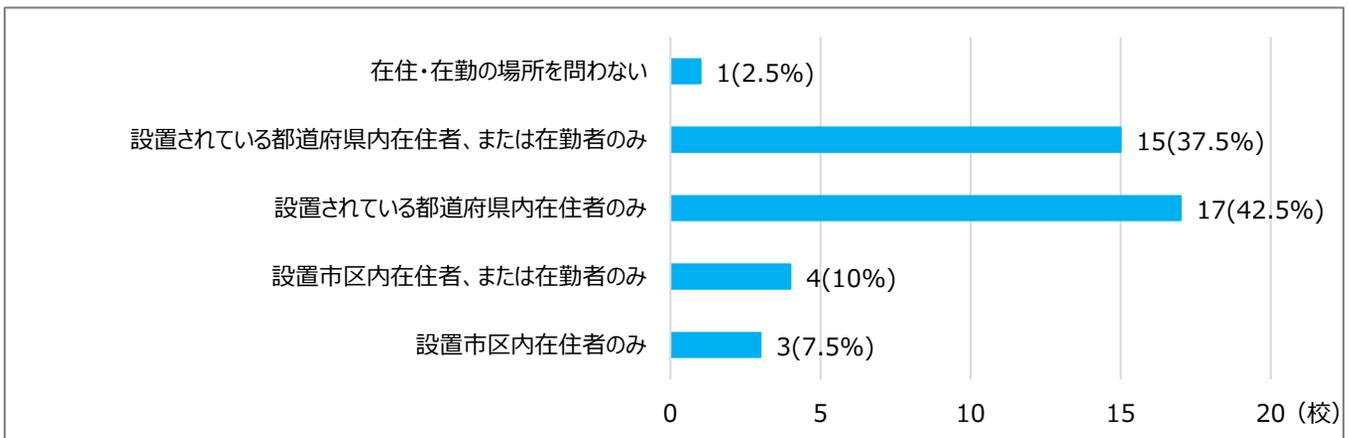
① 中学校卒業に関して

回答：夜間中学40校



②-1 在住・在勤に関して

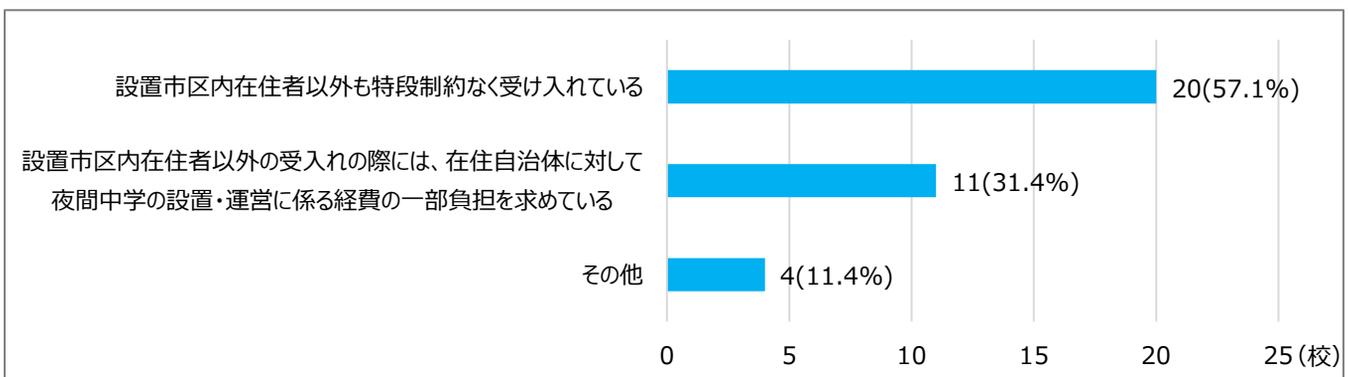
回答：夜間中学40校



②-2 設置市区内在住者以外を受け入れる場合の自治体間の連携

(※) 県立2校は除く。

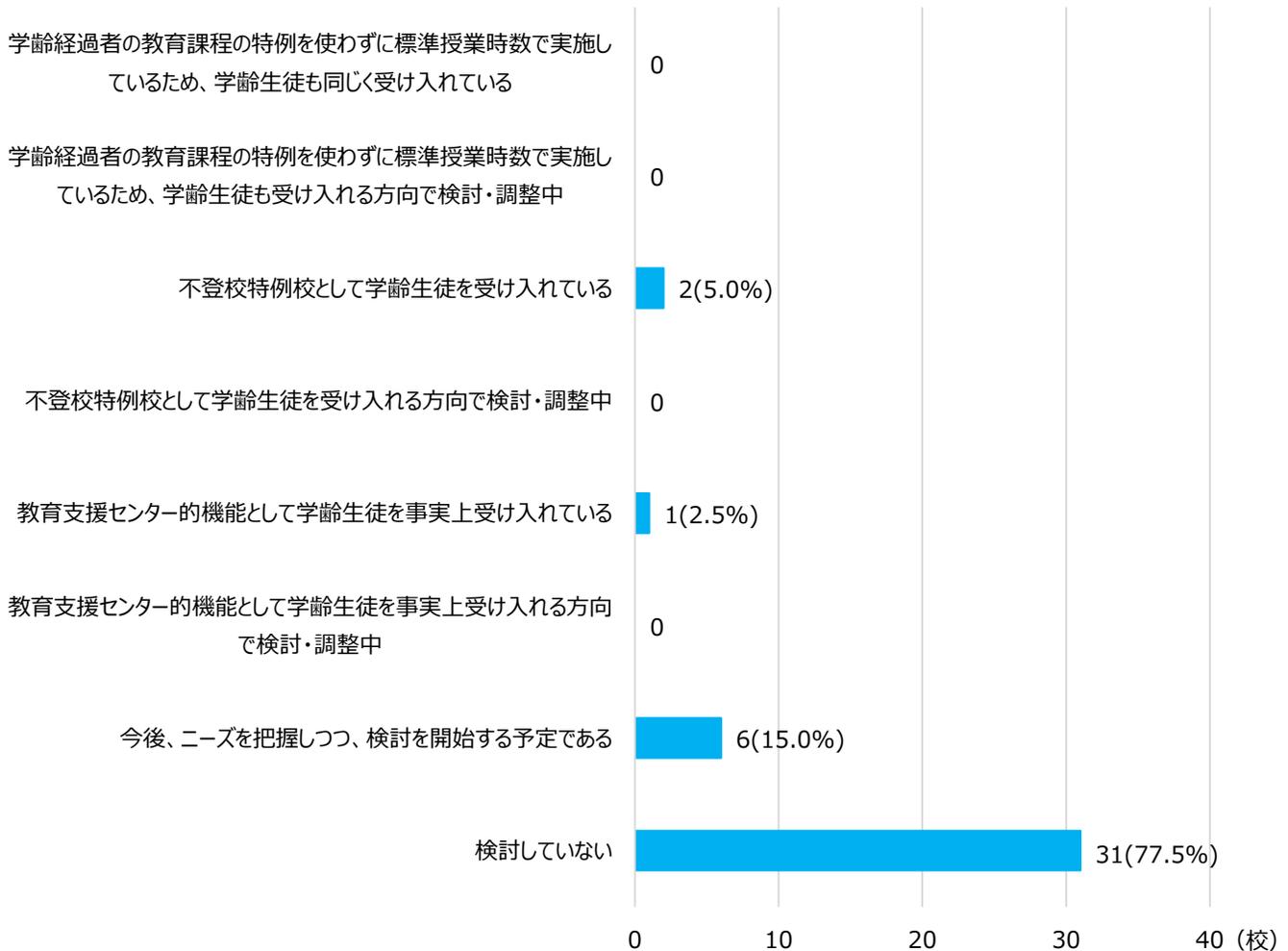
回答：設置市区内在住者以外も受け入れている夜間中学 (※) 35校



調査Ⅲ 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

1-2

回答：夜間中学40校



(※)「受入れ」とは、「制度・体制上、受入れが可能」という意。(現在、希望者がおらず、実際的な受入れ人数は0名であるという状況を含む。)

調査Ⅲ 夜間中学に配置されている教職員数

2-1

回答：夜間中学40校

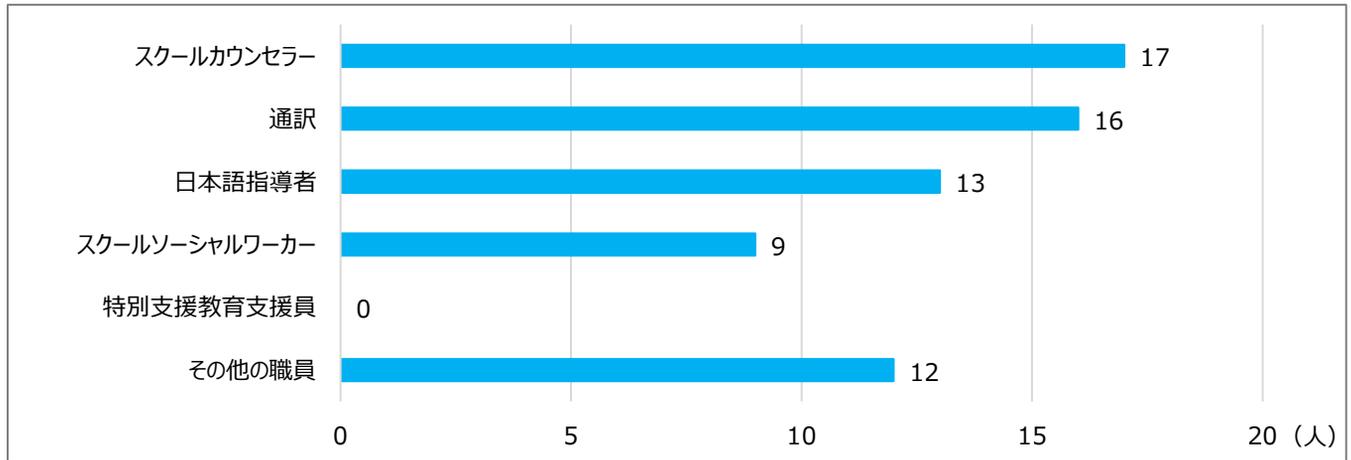
	合計	専任	兼任	県費負担 (※)	市単
校長	40	2	38	38	1
副校長	13	11	2	11	1
教頭	29	25	4	28	0
主幹教諭	9	8	1	8	1
指導教諭	3	3	0	2	0
教諭	227	219	8	220	3
助教諭	0	0	0	0	0
常勤講師	62	60	2	58	1
非常勤講師	179	143	36	140	39
養護教諭	21	18	3	13	7
養護助教諭	13	13	0	11	2
栄養教諭	1	1	0	0	1
事務職員	38	14	24	25	13
栄養職員	3	3	0	0	3
用務員	20	10	10	0	20
合計	658	530	128	554	92

(※) 指定都市における夜間中学において、国庫負担の対象となる者を含む。

調査Ⅲ 夜間中学に配置されているその他の職員の数

2-2

回答：夜間中学40校



「その他」の主な内容

- ・ 教員業務支援員
- ・ ALT

調査Ⅲ 学年別の生徒数

3-1

回答：夜間中学40校

() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

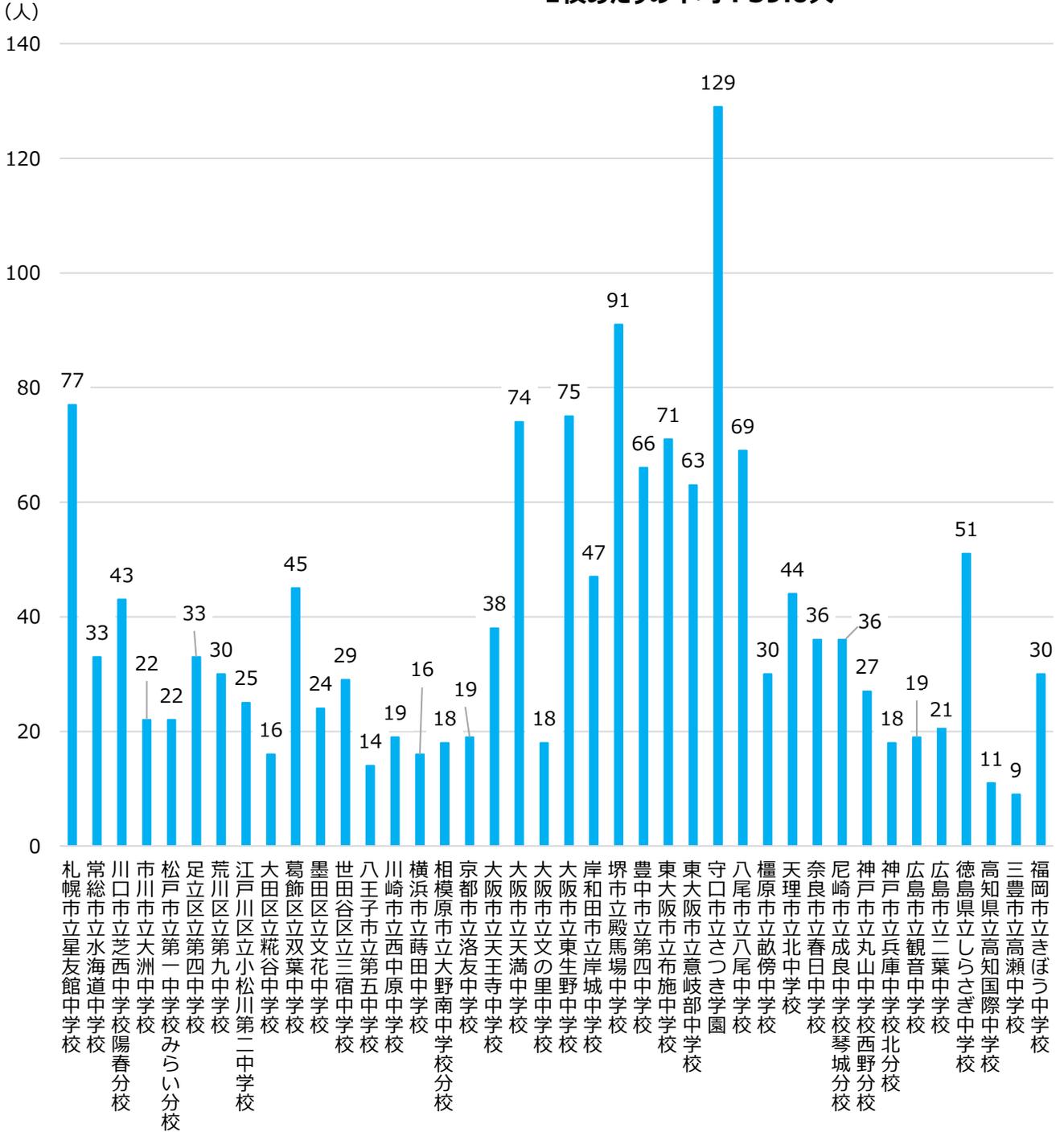
	1年生	2年生	3年生	合計
男	127	173	270	570
	(8.2)	(11.1)	(17.3)	(36.6)
女	213	278	497	988
	(13.7)	(17.8)	(31.9)	(63.4)
合計	340	451	767	1,558
	(21.8)	(28.9)	(49.2)	(100.0)

調査Ⅲ 学校別の生徒数

3-2

回答：夜間中学40校

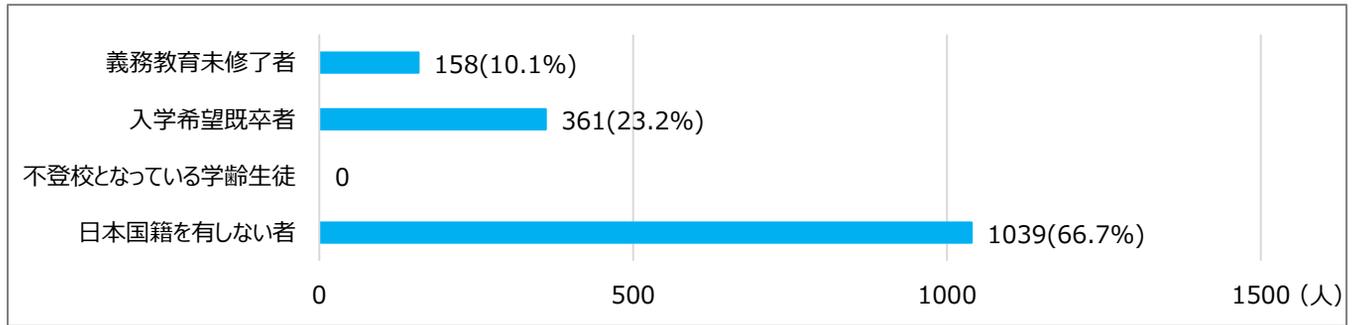
1校あたりの平均：39.0人



調査Ⅲ 属性別の生徒数

3-3

夜間中学に通う全生徒数：1,558人



調査Ⅲ 年齢別の生徒数

3-4

① 年齢別の生徒数

() 内は生徒数合計を100%とした場合の割合

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	194	125	71	62	49	24	48	573
	(0.0)	(12.5)	(8.0)	(4.6)	(4.0)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(36.8)
女	0	123	145	128	168	137	107	177	985
	(0.0)	(7.9)	(9.3)	(8.2)	(10.8)	(8.8)	(6.9)	(11.4)	(63.2)
合計	0	317	270	199	230	186	131	225	1558
	(0.0)	(20.3)	(17.3)	(12.8)	(14.8)	(11.9)	(8.4)	(14.4)	(100.0)

② 日本国籍を有しない者の年齢別の生徒数（上表の内数）

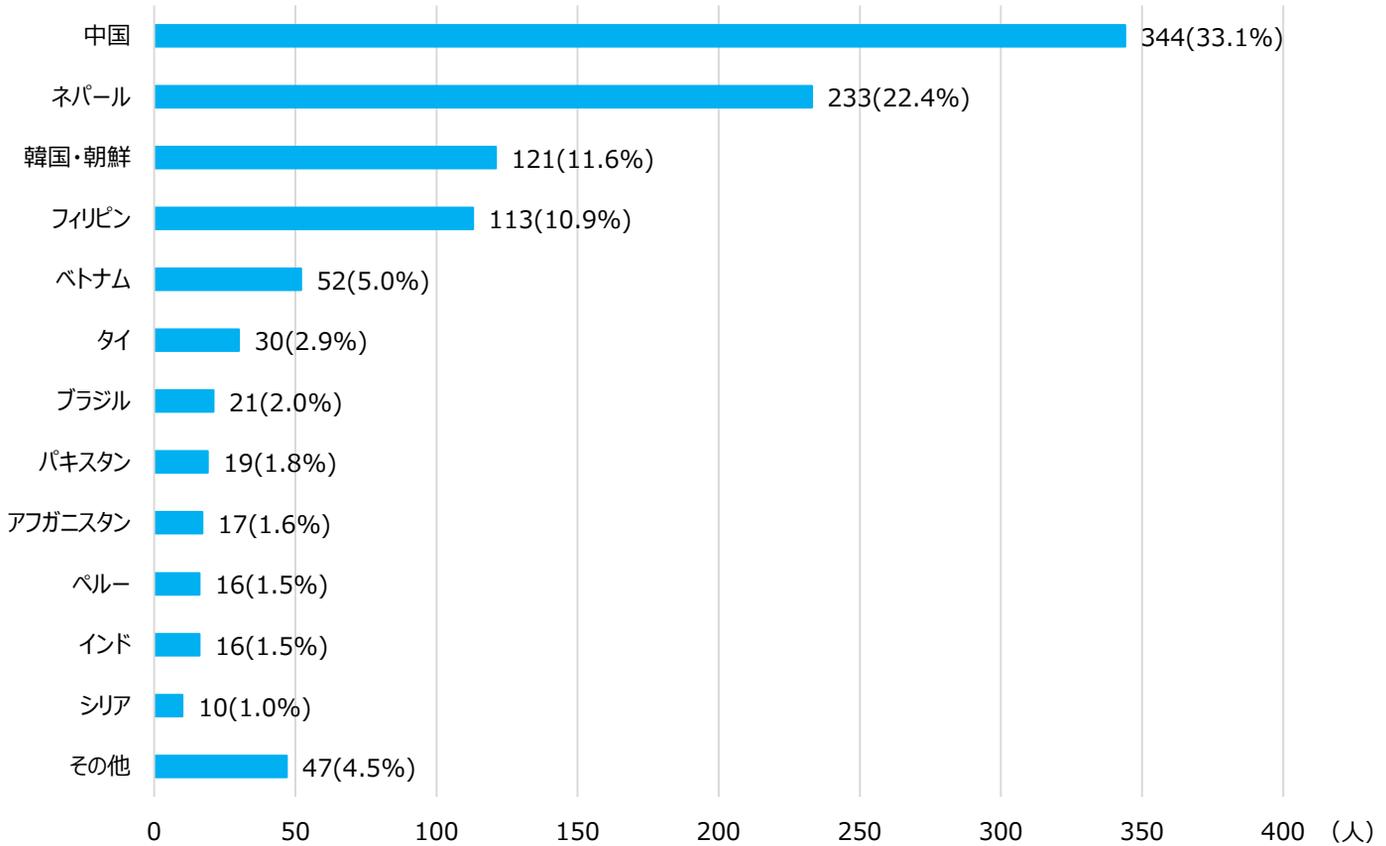
() 内は日本国籍を有しない生徒数合計を100%とした場合の割合

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	139	91	49	48	27	12	6	372
	(0.0)	(13.4)	(8.8)	(4.7)	(4.6)	(2.6)	(1.2)	(0.6)	(35.8)
女	0	80	103	101	137	104	67	75	667
	(0.0)	(7.7)	(9.9)	(9.7)	(13.2)	(10.0)	(6.4)	(7.2)	(64.2)
合計	0	219	194	150	185	131	79	81	1039
	(0.0)	(21.1)	(18.7)	(14.4)	(17.8)	(12.6)	(7.6)	(7.8)	(100.0)

調査Ⅲ 日本国籍を有しない者の国・地域別の生徒数

3-5

夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数：1,039人



「その他」の主な内訳

- ・バングラディシュ 7人
- ・台湾 6人
- ・インドネシア 4人

調査Ⅲ 夜間中学入学理由

3-6

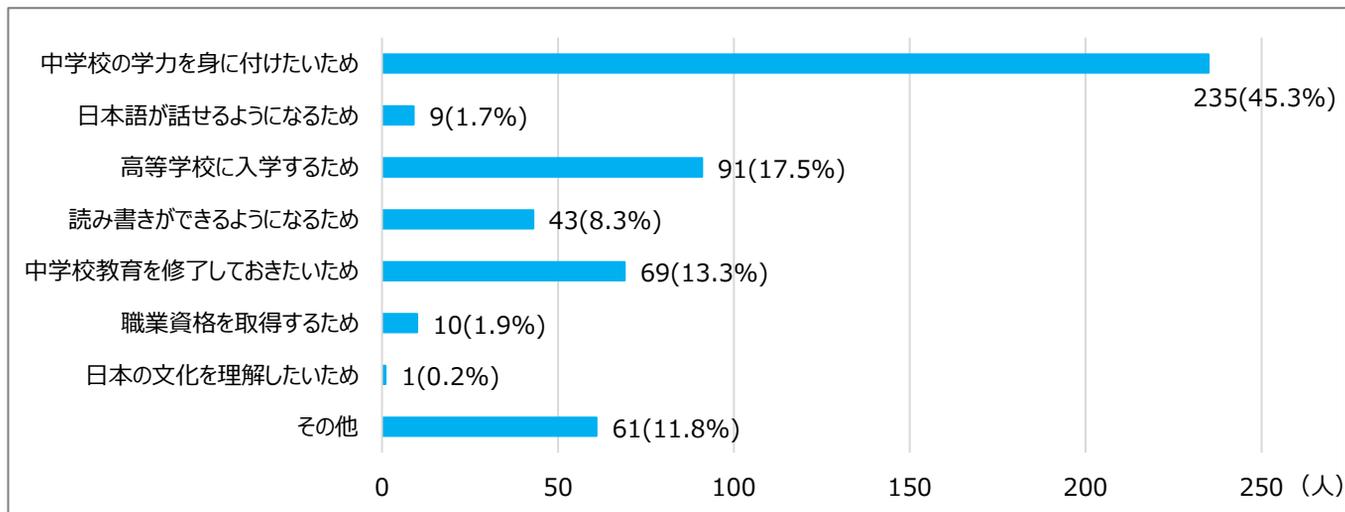
夜間中学に通う全生徒数：1,558人

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得	日本の文化理解	その他 ※入学理由不明含む	合計
359	299	272	231	152	19	16	210	1,558
(23.0)	(19.2)	(17.5)	(14.8)	(9.8)	(1.2)	(1.0)	(13.5)	(100.0)

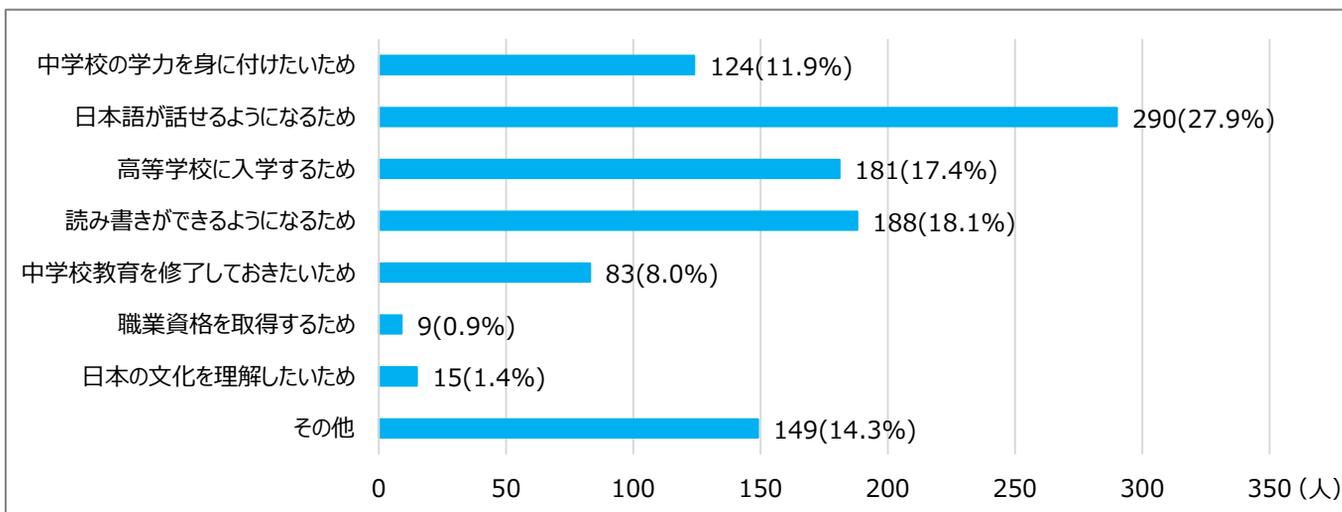
① 日本国籍を有する者（上表の内数）

夜間中学に通う日本国籍を有する生徒数:519人



② 日本国籍を有しない者（上表の内数）

夜間中学に通う日本国籍を有しない生徒数:1,039人



調査Ⅲ 夜間中学卒業後の状況（令和3年度卒業生）

3-7

令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数:264人

（ ）内は令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合

	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	32	97	129
	(12.1)	(36.7)	(48.9)
専修学校進学	0	0	0
	0.0	0.0	0.0
就職	3	19	22
	(1.1)	(7.2)	(8.3)
その他 ※不明含む	47	66	113
	(17.8)	(25.0)	(42.8)
合計	82	182	264
	(31.1)	(68.9)	(100.0)

「その他」の主な内容

- ・家事手伝い

調査Ⅲ 夜間中学における教育課程特例の導入状況

4

回答：夜間中学40校

